

心理系公務員受験 覚悟のススメ

早稲田大学大学院人間科学研究科博士後期課程

高橋美保 (たかはし みほ)

群馬大学大学院教育学研究科准教授

山口陽弘 (やまぐち あきひろ)



Profile — 高橋美保

1988年、上智大学文学部心理学科卒業後、労働省に心理職として入省。1996年、同省を退職後は非常勤講師として、大学や公務員予備校で心理学を担当。現在、早稲田大学大学院人間科学研究科博士後期課程に在学中。専門は心理学教育。主な著書は、『試験にでる心理学』〈社会心理学編（単著）〉〈一般心理学編（共著）〉〈臨床心理学編（共著）〉（いずれも北大路書房）、『心理学教育のための傑作工夫集』（分担翻訳、北大路書房）など。

Profile — 山口陽弘

東北大学教育学部教育心理学科卒業後、労働省に心理職として入省。日本労働研究機構などを経た後、東京大学大学院教育学研究科に入学し、博士課程単位取得退学。専門は教育心理学、人格心理学、教育評価、教授学習。主な著書は、『試験にでる心理学』〈心理測定・統計編（単著）〉〈一般心理学編（共著）〉〈臨床心理学編（共著）〉（いずれも北大路書房）、『文章理解の心理学』（分担執筆、北大路書房）など。

まずは個人的な話からはじめることをお許しいただきたい。筆者（高橋）は以前、国家公務員I種心理職として労働省（現厚生労働省）に7年ほど勤めたことがある。今は大学院で研究をする傍ら、大学や予備校の心理系公務員志望者の受験指導で生計を立てている。公務員からそのまま大学の教員にスライドする人も少なくないが、私のように何も成し遂げることなく途中で辞めた人間にそういう花道はない。そういう者にもかろうじて開かれた道が予備校や大学の公務員講座の講師である。私はその道に入って13年目になるが、この間教えてきた学部生、院生は千名以上、合格者だけ数えれば百名以上になる。それゆえ心理系の公務員試験がどういうものか知りつくしている、とまでは言えないが、かなり詳しいほうだろう。おまけに大学院に入り直しているため、大学院試験の事情も知っている。今回このテーマで書くことになった経緯である。

心理系公務員とは何か

はじめに、公務員の心理職（以下、心理系公務員）とはどういうものかについて簡単に説明したい。厳密な定義があるわけではないが、本稿では基本的に、①採用試験の専門科目が心理学である、②採用後は心理学を活用する専門職¹に就く、といった公務員を一括して心理系公務員と呼ぶことにする。

心理系公務員といっても、受験する試験や採用先によって仕事内容はさまざまである。参考までに代表的な職種を表1に挙げる。本来は仕事内容についても説明したいところだが、今回のテーマからそれるため省略する。各省庁や裁判所、自治体のウェブサイトなどを検索して調べていただければ幸いである。

以下、これら心理系公務員の試験がどういうものか、試験で求められるものについて述べていくが、あまりに多岐にわたるのでここではその対象を国家I種試験（人間科学I）と家庭裁

表1 心理系公務員の職種の一例

(1) 国家公務員	法務省矯正局（法務技官）、同保護局（保護観察官）、厚生労働省（厚生労働事務官）、警察庁科学警察研究所（警察庁技官）、家庭裁判所調査官等。
(2) 地方公務員 地方警察職員 ²	心理判定員または児童心理司（児童相談所、障害児・者施設等の職員）。心理技官、相談専門員、少年警察補導員等。
(3) 独立行政法人職員	障害者職業カウンセラー（高齢・障害者雇用支援機構）、児童指導員（国立病院機構）等。

判所調査官補試験に限定する³。国家Ⅰ種人間科学Ⅰ（以下、国Ⅰとする）と家庭裁判所調査官補（以下、家裁とする）この二つはいずれも国家公務員であり、試験（筆記と面接双方）は難関である。とはいえ、合格・内定の要件として大学院卒か学部卒かを実質的に問わないし、大学の専攻も基本的に問われない。事実、学部卒でも他専攻でもこれらの試験に合格・内定した学生や既卒者をこれまで何人も見てきた。試験対策の仕方を間違わなければ、一定レベルの学力をもつ心理学専攻の学部生や院生以上の人がチャレンジする選択肢の一つに十分なりうる。

心理系公務員の試験にまつわる誤解いろいろ

先に申し上げておきたいのだが、平成24年度から国Ⅰも家裁も新たな試験制度に変更される。新しい制度の詳細は各関連のウェブサイトにて公開されているので、そちらを参照してほしい。試験の形式は変わるが、必要とされる知識や勉強すべき内容が大きく変わるわけではなからう。本稿では平成22年度までの実情に基づいて話を進めていくので、そこは承知してほしい。

誤解①「大学院を出ていないと受からない」「臨床心理士の資格がないと受からない」

近年、心理学専攻の学部生から、標記のようなことを大学の先生から言われたという話を聞く。これは間違いである。国Ⅰ（特に法務省）や家裁の場合、採用後に手厚く研修を行ってその領域の専門家として育てていく態勢をとっており、採用時に大学院を出ていなければならない理由はないし、臨床心理士である絶対の必要もない⁴。繰り返しになるが、実験心理系の専攻の学部生でも、他専攻の学部生でも採用されている。心理系の大学院生を対象とした法務省の試験もあるが、それについては後述する。

誤解②「試験が難しいから大学院生でないと受からない」

これも二つの意味で不正確である。一つには、この10年ほどの間に国家公務員試験は年々「楽」になっているからである。一例を挙げよう。かつて国Ⅰの一次専門試験は択一問題60問であった。しかし今では制限時間はほとんど

変わらずに45問にまで減っている（平成24年度からは40問になるらしい）。ただし出題内容に関しては心理学全般（心理学史から実験系、応用系まですべての領域）であることに変わりはない。家裁の試験も同様で、かつて二次の論述試験は心理学概論、社会心理学、臨床心理学、心理測定の4領域から1題ずつ合計4題解答する必要があったが、現在は社会心理、臨床心理、発達心理の3領域のうち2領域を選択して1題ずつ解答する。1題あたりの制限時間は変わらない。このように受験者の負担は確実に軽くなっている。仮に大学生の学力低下が事実だとしても、それに合わせて試験も変化しているのだから、過去に心理系公務員に合格した学生がいる大学の学部生にとって試験が難しいとは一概に言えない。二つめは、よく考えればわかることだが、大学院生が学部生より試験が得意とか賢いとは限らないということである。

誤解③「筆記試験の勉強をすれば受かる」

これは公務員志望者に多い誤解である。筆記試験（知識＋論述力）はもちろん重要だが、十分条件ではない。むしろ人物試験（面接試験）がカギである。心理系の公務員は、事務系の公務員とは異なりかなり特殊な仕事である。このため適性が重視される。筆記試験の出来が抜群に良くても、人物試験の評価によっては採用されない⁵。人物試験では、受験者の大学時代の活動を通じた経験などについてさまざまな角度から問われ、そこから適性が判断される。したがって、大学での学問に加えて、サークルやボランティアや趣味など大学生だからこそ体験できる活動に目的意識をもって取り組んだ実績が必要となる。まずは大学生活を充実させることが先で、試験対策はその後の話である。

また試験の難度であるが、入学が容易な大学の学部生で国Ⅰに現役で内定を取る者もいれば難関国私大でも落ちる人がいるとだけ言っておこう。

大学院入試、心理学検定との異同

しばしば比較対象とされる大学院入試、心理学検定とのいちばん大きな違いであるが、公務員試験には心理学の専門試験だけではなく教養

試験があること、仕事についての情報収集や理解が必須であること、そして人物試験対策があるということである。しかしここでは単純に、「筆記試験」についてその異同を述べる。

大学院入試 まずは表2(次ページ)を見ていただきたい。国I、家裁の二次論述の過去問の一例である。家裁の場合、受験者はこれを1題あたり60分以内2000字程度で解答する。大学院入試は大学ごとに傾向が違うということはあるが、こうしてみると大学院受験とさほど変わらない、あるいはやや公務員試験のほうが、歯ごたえがありそうだと感じるのではないだろうか。事実、心理系公務員受験希望の学生の場合、試験にすべて失敗してしまった場合は大学院受験に切り替える人が多く、その大半が合格する。ある学生の場合、大学院を受験したらあまりにも心理学の出来がよく、教授から「失礼だがどうしてきみはこんなに心理学の問題が解けるのか？」と驚かれたという話もある。要するに大学院入試と比べれば、修士レベルでは明らかに公務員試験のほうが高いレベルの実力が求められるのである。

心理学検定 「心理学検定は公務員試験に役立ちますか」と学生にきかれることがある。答えは当然イエスである。国Iと心理学検定の出題範囲はほぼ同じと考えてよい。筆者(高橋)も2008年に心理学検定8科目を受験(1級を取得)したが、試験の難度でいうと、国Iを10とすれば心理学検定は6程度と感じる。国Iや家裁受験の一里塚として学部3年次に心理学検定を受験する学生もいる。

受験のススメ

これを読んでいる学部生、院生の方で心理系公務員の仕事に関心をもったなら、卒業(修了)後の進路の選択肢に加えてみてはどうだろう。また、現在博士後期課程やオーバードクターの方で、アカデミックな世界で研究を続けることに悩んでいるような場合にこそ、心理系公務員という選択肢は新たな活路となるかもしれない。国Iであれば33歳まで、家裁は30歳まで受験資格(平成22年度現在)がある。単純に年齢で不

利になることはないことも付け加えておこう。

なお法務省では、心理系の大学院生(臨床系に限らない)が受験できるA種技官という試験もある(平成24年度からは試験制度の変更があるので要注意)。これは国Iの法務省矯正局の技官とほぼ同じ仕事をするが、国Iと異なり教養試験がなく、専門試験(択一と論述)のみである。

年齢の話が出たついでに、自治体の心理職の話は書かないと断ったがこれだけ書かせてほしい。大阪府の社会福祉職(冒頭の定義に従えば心理職の範疇である)などは40歳まで受験資格がある(平成22年度現在)。ちなみに同府の社会福祉職の方々から聞く限り、大阪府の社会福祉職は関東圏の自治体の心理職と仕事の内容はほぼ同じと思ってよいだろう。心理学の専門性を活かす仕事は探せば結構あるものである。

心理系公務員の試験が心理学を救う

心理系公務員の存在をご存じの先生方や院生は大勢おられるだろうが、その試験勉強の実際についてはあまりご存じでないようだ。心理系公務員の試験勉強は、単に就職のための手段ではなく、心理学を学ぶ者に必須の「心理学的教養」を再構築しうるものだと筆者らは確信する。国I、家裁の双方をめざす学生の場合、試験対策の過程で『心理学辞典』や『新・心理学の基礎知識』(いずれも有斐閣)などを読みこむのはもちろん、心理学の各領域の概論書、専門書、論文に必然的に目を通すことになる。およそ1年かけてこれらを集中してこなす。結果、古典から比較的最近の研究の動向までを幅広く見通す視点をも持つようになっていく。事実、かつて家裁調査官に採用が決まったある女子学生が、「1年間試験勉強をしてみて初めて、心理学という学問の全体が見渡せたような気がします」と話してくれたことがある。受験勉強の副効用といってもよい。一見アカデミックな心理学とは別物と思われがちな心理系公務員試験のための勉強が、意外にもアカデミックな心理学のハードコアを支えていることはもっと知られてよい。

大学教員の立場からみた公務員試験

— 合格後のさらなる課題

高橋の叙述を受け山口が引き続けて書く。山口もまた、2年間労働省に勤務したが、研究者になるために大学院に戻り、その後今の大学に職を得て糊口をしのいでいる。実際の日々の業務は心理学とは限りなく遠く、教科・学級経営の指導、児童・保護者を想定したロールプレイなど、そのまま「役人」を続けていたほうが「専門性」が高かったと思われるほど、仕事は何でもありである。その意味では、公務員時代の経験はすべて役に立っている。自分の仕事はさておき、高橋の指摘しなかった点を補足しておく。高橋は予備校講師の観点から心理職志望者を展望している。しかし実は、公務員試験予備校にやってくる学生は、(超)一流大学出身で、しかも誇張して言えばやる気満々のエリートたちであることが多い。予備校には、概して大学より遙かにやる気にあふれた優秀な学生が集まっており、そのやる気の高さに関しては大学教員としても非常に望ましい(羨ましい)ことなのである。その点で、たとえ試験対策という外発的な動機づけであっても、その意欲を高めるという点で試験はきわめて意義深いことであると思う。

大学教員として、手放して予備校や試験を礼賛して終わりにできないので、一言だけ公務員試験の問題を述べておこう。それは勉強目標が合格までで終わっていることである。近年の教育学でも目標を設定しない(ゴールフリー)評価の重要性が指摘されている。心理学の勉強も、また人生そのものも究極的にはゴールはない。

せっかく合格したのに、その後まったく心理学から離れてしまう人も多くいる。非常にもったいないことである。公務員は、採用されれば一生安泰のように思われるが、けっしてそうではなく、心理の専門職として常にブラッシュアップし向上することが不可欠で、それは大学の教員と変わらない。もちろん一部に継続して努力されている立派な方もいらっしゃる。結局は本人の志次第ということだろう。大学教員でも、就職した途端に何もしなくなる教員も少なくない。山口自身がそれに該当していると言われぬよう努力することが、山口なりの過去の公務員試験の活かし方である。

- 1 配属先によっては政策立案にかかわる事務的な仕事に就くこともある。
- 2 地方公務員および地方警察職員の心理職は自治体ごとに採用職種名や採用の有無が異なるため、正確な情報は各自治体、各地方警察の情報を確認されたい。
- 3 地方公務員には心理(または心理判定員)の採用があるが、自治体ごとに採用の実質的な基準が大きく異なることがあり、話が複雑になるためここでは割愛する。
- 4 また臨床心理を専攻していると有利ということも特にない。国Iや家裁は専攻や資格で採否が決まるということはないと考えてよい。
- 5 国Iも家裁も最終合格=採用内定ではない。家裁では最終合格者には成績順に席次がつき、上位の者から内定する。国Iでは、試験の最終合格後に実質的な採用面接である「官庁訪問」が行われ、そこで各省庁から採用内定をもらうしくみになっている。

表2 国I・家裁の二次論述問題の例

◆国I二次論述(平成22年必須問題より)

研究には、その目的によって法則定立と個性記述の二つの型があるといわれる。この二つの型の研究に関して以下の問いに答えなさい。

- (1) 心理学において、上記二つの型の研究はそれぞれ何を目指しているか簡単に述べなさい。
- (2) 心理学では二つの型の研究はどのような方法で行われるか、具体的な心理学研究法を挙げて説明しなさい。
- (3) 二つの型の研究を代表する心理学的領域を挙げ、それらの領域について比較対照しながら論じなさい。

◆家裁二次論述(平成22年発達心理学より)

子どもによる心の理解の発達について、次の1及び2の小問に答えよ(問いの順に解答すること)。

- 1 自己の心や他者の心の理解が、乳児期から就学前にかけてどのように発達するかについて、視線や表情の理解などの側面にも言及しながら論ぜよ。
- 2 心の理解の芽生え及びその発達にかかわる諸要因について、子ども自身に内在する要因と子どもを取り巻く環境要因の両方の視座から説明せよ。